生活困窮者支援

ニュースレター

☆特集☆事業の活用

2019年3月号 NO.9

鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部バーソナルサホート担当 TEL 0857-59-6332

平成30年度居住支援全国サミットが開催されました

厚生労働省・国土交通省主催の居住支援全国サミットが平成31年3月7日(木)に「建設会館ホール」 (東京)において開催されました。

このサミットは、2040年に向け住まいの問題が大きな課題となっているなか、高齢者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から開催され、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会で行っている先進的な取り組み等が情報提供されました。

居住支援については「新たな住宅セーフティーネット制度」によって住宅確保要配慮者に対し入居を 拒まない賃貸住宅の確保が進められていますが、全 国的にも居住支援法人の指定や登録住宅も少ない状 況で、鳥取県では指定を受けている法人は無く、早 期に申請に向けた働きかけや情報提供が必要と思われます。

また、平成30年7月より鳥取県が独自に実施している「あんしん賃貸相談員」と連携した保証人が確保できない者に対する「家賃債務保証事業」は、利用者が増えつつありますが、今後は入居後の見守り等の支援についての検討も必要となっています。



※「居住支援法人とは」

- ・住宅セーフティーネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・指定される法人→NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、

居住支援を目的とする会社 等

- 〇居住支援法人の指定状況(平成31年3月1日現在…国土交通省資料から)
 - ・指定都道府県数 37都道府県 ※鳥取県は指定なし
 - 指定法人数 193法人

(NPO法人68・社団法人23・社会福祉法人23・株式会社76・その他3)

- 〇セーフティーネット住宅の登録戸数(国土交通省:セーフティーネット住宅情報提供システムから)
 - 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 全国8,190戸(鳥取県12戸)
- ○鳥取県の独自事業「家賃債務保証事業」の利用状況
 - ※家賃が払えるにもかかわらず、保証人がおらず過去に債務不履行がある等の理由で既存の債務保 証制度が利用できない方を対象に賃貸住宅への入居を支援する事業
 - ・H30年8月~H31年3月までの利用状況 契約締結件数 10件



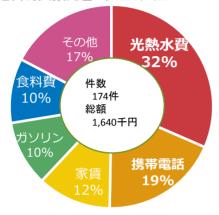


「えんくるり事業」(生計困難者に対する相談支援事業)と 「生活困窮者自立相談支援事業」との連携

平成29年1月25日からスタートした、地域における公益的な取り組みとして県内の社会福祉法人 (H31.3現在46法人が参画)が協働実施する「えんくるり事業」により、県内市町村の生活困窮者自立 相談支援事業実施機関等において既存の制度では対応できない緊急的な支援を必要とする相談者に対し、迅速かつ必要な経済的支援を受けることでその後の適切な支援を図ることができます。

事業発足から生活困窮者自立支援事業実施機関等が支援を受けた概要について紹介します。

〇経済的支援内容(H29.1.25~H31.3.15)



〇光熱水費:電気等を2ヶ月以上滞納したことによる送電停止

等の解消のための支援

○携帯電話:就職活動に際し、滞納による契約解除を防ぎ、就

職活動に影響しないようにするための支援

○家賃 : 家賃滞納により、退去を求められる場合の入居継

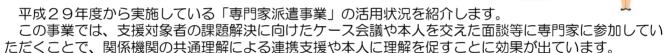
続のための支援

○ガソリン:就職活動、就労継続のための支援

○食料費 : 緊急的な食料支援

○その他 : 就労用物品、日用品、交通費、医療費等

専門家派遣事業の活用



派遣依頼専門家	概 要
①社会保険労務士	疾病で無休休職中。退職時期による年金や保険への影響を理解することで本人に退職時期判断等の助言。(出席者:自立相談機関、当事者)
②ファイナンシャルプランナー	収支表を個別に確認しながら、食費、保険、家計管理の仕方等の助言。 (出席者:自立相談機関、当事者)
③ファイナンシャルプランナー	家計管理や保険の見直し等の当事者の理解が得られないことから、具体的な見直し策について助言。(出席者:自立相談機関、福祉事務所)
④税理士	多額の国保料を滞納中の世帯。日々の請負仕事をしているが、以前から全く確定申告していないため、申告した場合の影響等について助言。(出席者:自立相談機関)
⑤社会保険労務士	障害年金3級受給中だが、現在の体調状況から2級への申請の可否について助言。 (出席者:自立相談機関、当事者)
⑥精神科医師	障がいが疑われ就労準備支援事業利用中だが、本人の好き勝手な行動で全く支援が進まない。本人、家族への支援のかかわり方について助言。 (出席者:自立相談機関、就労準備支援事業者、福祉事務所、地域包括支援センター)
⑦社会保険労務士	精神手帳あり。過去の事故の後遺症で発作が頻繁に起こるため、生活安定のための障害年金申請の可否について助言。(出席者:自立相談機関)
⑧ファイナンシャルプランナー	高齢夫婦で年金は一定額有るなかで、妻の施設入所により生活できなくなると悩む相談者への家計の理解を促す助言。(出席者:自立支援機関、当事者)

【平成31年度バックアップ事業の予定】

【研修】

初任者研修(4月)・現任研修(10月)・主任研修(10月予定)・専門研修(8月予定) 実践研修(12月予定)・自立支援セミナー(10月予定)

【会議・ネットワーク・各事業等】

担当者連絡会(年2回) • 4市担当者連絡会(年1回) • 市町村社会福祉協議会連絡会(年1回) 自立支援推進会議(年1回) • 専門家派遣事業(随時)

鳥取県弁護士会による「生活困窮者自立支援事業弁護士サポート事業」(全県予定)

【情報共有•広報等】

市町村訪問による意見交換(8月~12月)・ニュースレター(年3回)